

第七十一回国会 議院 通信委員會 議錄 第二十号

昭和四十八年六月六日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 久保田円次君

理事 宇田 國榮君

理事 堀山 静六君

理事 阿部未喜男君

理事 土橋 一吉君

内海 英男君

木村 武雄君

田中 覚君

渡海元三郎君

林 義郎君

大柴 滋夫君

久保 等君

田中 昭二君

出席國務大臣

郵政大臣 久野 忠治君

出席政府委員

内閣総理大臣官 房管理室長 佐々 成美君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

郵政大臣官房長 廣瀬 弘君

郵政省郵務局長 溝呂木 繁君

郵政省貯金局長 石井多加三君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 渡辺 喜一君

制第二課長 金元 功君

大蔵省理財局資 竹本 浩君

金管理課長 宮野 禮一君

印刷局長心得 佐々木久雄君

文化庁文化財保 護部管理課長

通信委員会調査 室長

委員の異動  
六月一日

同日 辞任 渡海元三郎君

同日 辞任 永山 忠則君

同日 辞任 園田 直君

同日 辞任 長谷川四郎君

同日 辞任 林 義郎君

同日 辞任 田中 昭二君

同日 辞任 高橋 千寿君

同日 辞任 林 義郎君

補欠選任 永山 忠則君

補欠選任 渡海元三郎君

補欠選任 林 義郎君

補欠選任 高橋 千寿君

補欠選任 田中 昭二君

補欠選任 園田 直君

補欠選任 長谷川四郎君

補欠選任 林 義郎君

補欠選任 田中 昭二君

補欠選任 高橋 千寿君

補欠選任 林 義郎君

補欠選任 園田 直君

補欠選任 長谷川四郎君

補欠選任 田中 昭二君

補欠選任 高橋 千寿君

補欠選任 林 義郎君

補欠選任 園田 直君

補欠選任 長谷川四郎君

補欠選任 田中 昭二君

補欠選任 高橋 千寿君

補欠選任 林 義郎君

補欠選任 園田 直君

補欠選任 長谷川四郎君

本日の会議に付した案件  
参考人出頭要求に関する件  
郵便切手類売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○久保田委員長 これより会議を開きます。  
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。土橋一吉君。  
○土橋委員 今回提出されました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

私の資料は、これは四十四年度の郵政統計年鑑でございますので最近の状況はよくわかりません。

が、全国で郵便ポストの数、街頭やあるいは事務所などにある郵便ポストの数と、そして売りさばき所の数との程度になっておるのか。私は郵便ポストのあるところは、郵便局及び切手売りさばき所の数と同数のポストがあるのが原則ではないかというふうに考えておるので、そういう点について現状を説明してもらいたいと思います。

○溝呂木政府委員 四十七年の三月末の概況でございますが、郵便ポスト数は十二万八千六百二十一本でございます。それから売りさばき所数は十三万三千九百六十三でございます。先生御指摘のとおりポストの数と売りさばき所の数は違っております。

この実情といえますか、合わない理由を申し上げますと、一つは、ポストの中にいわゆる局前ポスト、郵便局の前に置くポスト、普通局及び特定局あるいは簡易郵便局、そういうものがございます。それから、それが約一万七千四百本くらいございまして、それからこのポストの統計の中には、いわゆる私設ポストとして認められたものが約四百本ばかりございます。そのほかに、少のうございまして、速達専用ポストも入っております。したがって、御指摘のとおり、ポストの数からいいますと売りさばき所と合いませんが、そういう売りさばき所を必要としないポストを引きますと、約四千五百ばかり合いません。一方売りさばき所のほうは、ポストを必要としない、たとえば印紙のみを売りさばく売りさばき所、それからビル内等でポストのないところの売りさばき所、こういうものを引きますと、その差が先ほど申しました約四千五百ばかりになります。

これは詳細にはまだ調べてございませんが、いわゆるポストがあっても売りさばき所が申し出のない、いわゆる住宅街だけのポストとか、あるいは局前ポストではございませぬが、駅の前等で付近に売りさばき所を設けるのに不便な、郵便物を

おった一条さんという方に対して多額の金を出し  
ておる。この問題については、あとでおそらく社会  
党の島本虎三氏からいろいろ質問が出るというよ  
うなことを新聞にも書いてありますので、私はこ  
れ以上は申しませんけれども、官の金を使って労  
働組合を切り出すというようなことをやること  
は、これは不当労働行為中の最たるものであつ  
て、ブライザー制度もそうですし、また、最近の新  
聞によりますと、同じくこの一年間に、たとえば岐  
阜の郵便局であるとか、岡崎の郵便局であるとか、  
さらには直江津、それから浦和、東京の足立、杉並  
南局などではないへんな事件を起こしておるという  
こともやはり新聞報道されておるわけです。こう  
いうふうに、郵政大臣の努力にもかかわらず、ま  
た郵政省の労働担当関係の職員やあるいは局長ある  
いは各郵政局の局長などが、依然としてこの労働  
関係不正常の状態を自分から引き起こすようない  
ろいろな施策をやっておるわけです。これは何  
れにしても救済しあるいは救助しなければこの問題  
は解決しませんので、この前の処分も、御承知の  
ように、六千名ばかりでございまして、一昨年は  
八千名でしよう。こういうような大量な処分を出  
して、そして昇給あるいは昇進あるいは栄転がお  
くれるような措置をとったり、あるいは青欠の賃  
金カットなどをし、そういうことをやってお  
る。こういう事態がどうしても労働者の勤労意欲  
を阻害したり、あるいは労働の正常な関係を非  
常に不正常な状態に導くことはもう言うまでもな  
いわけです。ですからこれは一北人事局長だけ  
の問題ではないわけです。戦後、いわゆる民間組  
合との関係において郵政省がどういふ措置をとつ  
たのか。戦前においても同じようなことを繰り返  
しておるわけです。したがって、こういう不正  
常な、労働者を信頼しない、それで屋上屋を重ね  
るような監視体制をとる、あるいはトラック部隊  
を派遣してそして監視労働をやる、あるいは強制  
労働をやる、あるいは威嚇労働をするというよう  
なことを依然としてやめていないわけですか。こ  
れは明らかに人権宣言にも違反をするし、憲法の

諸規定から見ても違反をするし、労働関係の法律  
から見ても、何人も許すことのできない状態であ  
るわけですか。したがって、こういう事態につい  
て郵政大臣はこの前もいろいろ御説明になってお  
りますけれども、私は、この通信委員会だけ適当  
な答弁をしておけば済むということじゃないと思  
いますけれども、そういうことでは問題は解決し  
ない。やはり、確固たる体制をとらなければ、こ  
れは郵政事業の百年の計画を立てていかなけれ  
ば、私はほんとうに解決しないと思うのですよ。  
ですから、いま申し上げましたような各局、ある  
いはまた明日は通信委員会でもわざわざ二百何十万  
通滞留しているところを、先ほど理事会におい  
て、とにかく郵政事業の伸展のために悪いものは  
悪いものとして見ようじゃないかということにも  
なっておるわけですか。こういう事態を引き起こ  
しておるといふことは、これは郵政大臣の全責任  
だと思ふのですが、どうなんでしょう。また、  
これをどういふふうにして実際、対処しようかと  
しておるのか。これは歴代の郵政大臣が、私は常に  
言っておるのですけれども、善処し得なかつたの  
です。委員会では適当な、率直に言わしていた  
だけば、そういう答弁はしておるけれども、真剣  
にこれにメスを入れて、たとえばそういう局長に  
対して悪いものは悪い、あるいはそういうことに  
ついてきちっとした指令を聞かない郵政局長ある  
いは郵便局長に対して、断固たる処断をするとい  
うことをやらない限りは、これはおさまらないの  
です。つまり体質的なものまでこの悪い傾向  
は発展をしておるわけですか。ですから、郵政大  
臣がどう考えておるのか、私は確固たる所信を披  
瀝をしておるのか、と思ふのであります。

○久野国務大臣 たいだいま御指摘の点は二点あつ  
たと思ふのでございまして、一点は、一連の不祥  
事件が各地で起きておるが、これについてどうす  
るかというところ、それから、東京都内における郵  
便物の滞留の状況、これは異常な状態になってお  
るが、これに対処するのはどういふ考えを持って  
対処するのか、この二点であつたと思ふのでござ  
います。

その第一点につきましては、私ははなはだ遺憾  
なことだと思ふのでございまして、このような事案  
が起きたのは、やはり管理体制に欠陥がある場合  
もございまいしょうし、あるいはまたはその内部に  
おける労働者のいろいろの話し合いの場におい  
て、意見の相違から起きる場合も私はあるかと  
思ふのでございまして、個々の問題につきまして十  
分調査をいたしまして、そのような情勢が、ま  
た事犯が起きないように十分注意をし、監督をし  
ていきたい、かように存するような次第でござ  
います。

○土橋委員 これは解決方法は基本的に二つある  
わけですか。きわめて明瞭な問題であります。一つ  
は、賃金を上げてやるということ、労働条件を改  
善するということ、仕事について誇りを持って仕  
事ができるような、そういういわゆる郵便局内に  
おける諸設備を完成するということ。第一番目は、  
要するに労働間における不当な、いわゆるたくさ  
んのワケをはめるような体制をやめて、そうして  
労働間において正当な労働条件の改善の問題であ  
るいは政治活動の自由を保障する、これ以外の方  
法はないのであります。これをやらないで、おいて、  
そうして赤攻撃をやったり、あるいは第二組合を  
つくつてみたり、賃金体系や労働条件の改善が行  
なれないままに、こんなことを繰り返してついでに  
決まれないのです。だから私はこの前の委員会でも  
あなたに申し上げたように、国家公務員の三公  
社五現業の賃金体系は非常に低いのです。今度  
一万四千七百六円平均で上がつておるといってお  
りますけれども、実際にその一万四千七百六円の

水準に上るには動続年数がおそらく二十年以上  
つとめたつて上がれないのです。こういう低い  
賃金体系をすみやかに打破しなければならぬ。そ  
うしてまた労働に関する、たとえば年金問題にし  
ても、あるいはその他の共済関係の保障にし  
ても、これが大事な問題であります。それは、資本主義  
体制の中で物価高や買い占めや売り惜しみで苦し  
んでおる労働者が生活の安定を保つということが  
基本であるわけですか。これは要するに、間い間赤  
攻撃をしたり、あるいは思想、信条の自由を認め  
ないような体制をとつて締めつけて、そして屋上  
に屋を重ねるような機構で仕事ができると思つて  
おる、そういうところに問題があるわけですか。こ  
の二点を基本的に改善をする。郵政大臣として、  
三公社五現業の諸君とともに、民間の給与並みに  
賃金を上げて待遇を改善するということに踏み切  
れば、かなり改善できるわけですか。その基本がで  
きていないのです。郵政大臣だけでは困難でしょ  
うけれども、これは閣議決定によつてきちつとし  
た態度を田中内閣がとらない限りは、最近の悪政  
と續いて、こういうものがまた郵便局にびまんを  
しておるといふことは、結局はあなたの方の自由民  
主党の政権そのものに大きなひびが入るし、だれ  
も賛成しない結果を招来するといふふうには私  
はおるわけですか。だから、あなたがそれをおや  
りになる決意があるのかどうか、そういう方向に  
向かつて努力をするかどうかということが先決で  
あります。やらないでは解決できないのでありま  
す。二つしかございせん。この問題について郵  
政大臣どうですか。

○久野国務大臣 処遇の改善につきましては、先  
般来当委員会におきましてもしばしば申し上げて  
おるとおりでございまして、賃金の問題につきま  
しては、今回の春闘解決の際に労働間において合意  
ができました、あのような解決を見たわけでは  
ございまして、あのような解決のためにやはり環境の  
整備も必要であるということで、職場環境の改善  
のために私は日ごろ意を用いておるような次第で

でございます。それから政治的な問題につきましては、これは目下公制審に審議をお願いをいたしておるような次第でございます。公制審の結論を待つて処置をいたしたい、かように考えておるような次第でございます。

○土橋委員 たとえば、これはどの新聞かでございますが、六月の二日の全通の大量処分を批判をするというILO自由委員会の中間報告の内容を書かれておるものであります。これをあなたはおらんになつてすぐわかると思ひますが、この内容は、世界人権宣言とかあるいは日本の憲法の民主的な条項などを考慮いたしまして、そして柔軟な姿勢をとりながらも、大胆に労使間の要するにそういう障害を除去しなければならぬという、あきらかに一種の中間報告に匹敵するものであります。これは日教組の横枝委員長もそういうふうな内容をちゃんと説明しております。また総評関係の諸君も、それをそういうふうにとつておるわけです。ところが、この郵政の説明はどういうことをいっておるかという、それとおよそ反対な、これはまだ成熟したものではない、このものをおられるは公式に認めることはできないというふうな、そういう意味の表現をしておるわけです。つまり、裁判の判例が出たとか法律が出なければ、その悪いものを直そうとしない。この性質をやはり改めて、そういう民主的な内容については先取りをして、労働者のために尽くすという体制をとつていないところに問題があるわけです。これは、北人事局長、どう考えているのか。こういう問題に対して、ほんとうに国家事業——いわゆる郵政事業は国家事業です。そうして、そこで働いておる人は非常に低賃金の過酷な労働の中で働いておるわけです。いま私が申し上げたようなことについて、ほんとうに働く人々のために思想、信条の自由は言うに及ばず、あるいは労働組合その他の規定についても何れもとることのない体制をとるといふ考え方でやるのかどうか、説明してください。

○北政府委員 その点につきましては、先ほど大臣が申されましたとおりにも私も考えております。かねがね私も秩序ある明るい職場をつくるということが根本だ、こういうふうにしておりまして、労働条件の改善、すなわち明るい職場ということの基本になると思ひます。また、秩序ある職場というものがあつて、これまた明るい職場というものをささえる一つの要素になるか、こういうふうなことを考えております。

それからおILOの中間報告のことでございますが、それにつきましては当時私も取材をされたわけでございます。やはり本件につきましては、私どもの考え方も、それから組合側の考え方というものが併記されておる。そして結論的部分というものがございまして、その中におきまして、そういう問題についての結社自由委員会的一般原則というものが出ておりますけれども、しかし、それは具体的に郵政省だとか日本政府というものに対する見解あるいは批判、そういうものではない、こういうふうなことをしております。要するに、そういうことについての全体的なILOとしての結論が次会期送りだということがはつきり出ておりますので、私どもその中間報告そのものについては、そういうふうな理解をいたしております。そして、そこで指摘されておる数多くの問題というものは、先ほど大臣が言われましたように、公制審関係の問題でもある、かように理解しておる次第であります。

○土橋委員 いま北人事局長は、これは日本の政府とか郵政省とか。官庁関係じゃない、こういうことを言い切りましたね。それは間違いないのですか。この中間報告は、日本の、いま特に問題になつておる国鉄の問題もすでにそういう報告が出ておるのですけれども、いま問題になつて提訴しておるの、日本の、要するに全通関係や郵政労働者を中心とする問題です。あなたはそんなことは全然関係ない、これは国際的な一つのポーズを示したものだといふふうな説明しておるのだけれども、それは間違いないのかね。

○北政府委員 私どもはそう理解しております。提訴された……。

○土橋委員 わかりました。いいです。郵政大臣、いまお聞きになりましたように、全通関係の不当労働行為、いわゆるマル生運動について問題が起つておるのです。全通関係もあるかも知れませんが、これは全通関係の要するに不正常的な大量処分を中心とする問題で、ILO自由委員会がいよゆる報告を出したのです。そうすると人事局長は、そんなことは関係ないことだといふ説明でやり過ぎそうとしておる。問題は、新聞の報道によつてもそういうふうな書いてないわけですよ。ここに書いてあることは、「争議行為に關して政府が過酷な処分を適用する」という硬直した態度を改めたいこと、処分された労働者の経歴の配慮を求めたことである。こういうふうにいわれておる。このことは、先ほど私が冒頭申し上げた、郵政大臣が六千名の処分、一昨年は八千名の処分、こういう過酷なことをしておることに對しての異議であるし、要請であつて、郵政労働者に関係がないなどというふうなことでやり過ぎそうとすることは許すことはできない。郵政大臣、どう思ひますか。いまの人事局長の答弁でいいですか。ああいう間違つた、でたらめな答弁をして、いいと思ひますか。

○久野國務大臣 ジュネーブで開催されましたILO結社自由委員会は全通の申し立てを審議し、その結果を中間報告として取りまとめ、これは来る六月二十八日開催予定のILO理事会で審議することになつたとの報告を受けておる次第でございます。

なお、現段階におきましては、中間報告でもあり、また理事会において審議される前でもありまして、これについての見解を述べることが差し控えたいと思つておるのでございます。郵政省といたしましては、報告書全文の送付を待った上で慎重に検討いたしてみたい、かように考えておる次第でございます。

○土橋委員 まあ最後のいよゆる報告なり、あるいはこの問題についての明確なそれがないといふことを根拠にして、そういう説明もわからないわけじゃないと思ひます。しかしながら問題を起こした火元が、こういう実態について直ちに善処するといふ体制をとらないで、報告が出てからやろ、それまでは悪いことはひた隠しにしておいて、そしてそういう既成事実をやはり一つの社会的な規範として認めるような体制を堅持することは、私は、郵政労働のいよゆる労働政策としては正しくない。やはり憲法の条章や、さらには労働関係法規に従つた、いよゆる労働者の権利を守る、基本的な権利を尊重する、職場に憲法の民主的な条項を生かして、要するに労働条件が遂行される。これを私は強く要求してやまないのではありません。ですから、いま御答弁になつたことは、たいへん私には不満でございますが、ほかの問題がございまして、今後おろを見て、さらにこの問題の決着をつけるようにしたいと思ひますので、一時この問題については保留しておきます。

次の問題は、お年玉賀郵便のいよゆる寄付つきの法律に関する問題であります。昨年の六月ごろであつたと記憶しております。本委員会において——高松塚古墳が発見をされまして、そうして急遽松下幸之助さんを理事長とするところの飛鳥保存財団でございますか、こういういよゆる公益法人から金のくめんがつかないといふことで、高松塚古墳はわが国の墳墓としても非常に画期的な内容を持つておるものであつて、この保存はきわめて重要であるといふようなことから、議員立法いたしました。そして、法律をつくつたわけでありまして、この法律と、新しく急遽つくりましたこの法律との間には、非常に大きなズレがあるといふことも私はよく承知しておりました。しかつて、この法律をつくることについては日本共産党は反対いたしました。そのおもな理由は、法的な解釈の面と、それからこの寄付つき郵便はがきや郵便切手を発売する場合に、第五条の規定などによつて一定の制限があるわけですよ。おもな内容から三つ制限規定を設けておるわけです。そ

のほかに特例としては、万博とオリンピックに於いてこれが認められただけなんです。そういう法律の解釈の上からも許せないということ、もう一つは、松下幸之助さんを中心とする日本財界のすぐれた方々の寄付行為によって約四億八千万円程度の寄付を募って、そうしてこの飛鳥地域におけるいわゆる歴史的な風土あるいは文化財を保全するということに結びつける目的を持ってつくっていらつしやるわけなんです。ところが、ドル・ショックで金が集まらない、どうにもしようがないということで議員立法という形式をとってこの法律をつくって来たわけなんです。ところが、当初——その前に、その記念切手としての六月三十日まで売り出しをしておることになっておるはずだと思ひますが、大体記念切手としては幾つ、何枚出して、その金額は何ぼあつたのか。つまり、発行した枚数と、寄付行為による金は一体どの程度の金額になるのか、これをまず答えていた

○土橋委員 寄付の金額は何ほになりますか。  
○濱田木政府委員 寄付金としてこれが全部——全国の郵便局の中に事故があつたり何かある問題がございますので、いま最終的に締めておられますが、これが全部売り切れたものとすると七億四千万円になります。

○土橋委員 当初この話し合いを持ってお見えになったのは、当時たしか郵政事務次官をしておられたと記憶しておりますが、小淵恵三先生だつたと思つてよろしい。当時これを提案された理由は、この高松城古墳は畑の中にあつて、農道を踏ん

で、農家から文句が来ておる、また、あの場所に自転車とか自動車を置くようなものをつくらつたりトイレなどをつくる、そういうことをやるのであるから、一億五千万円程度の資金を寄付つき記念切手でやりたいのだ、了解をしていただくこと、こういう趣旨であつたわけなんです。私は、いまちょっと経過も申し上げましたように、一億五千万円程度の金を郵便切手の寄付によって出すということには、個人的な感情としてはまことにけつこうなことだと思つております。しかし、こういうことを一議員立法でやってみようかというものが、いま全国に百二十四の選挙区があります。この方々もそれぞれいづゆる文化財というものがございまして、一々そういうことをやつてくたわつて、第五条の基本的な原則に違反をするというところで、法律の面から非常に困難性があつたわけなんです。ところが、いま参議院のこの討議の内容を聞くと、これは約二億円程度という説明を小淵恵三さんなんかはしておるわけなんです。ところが実際多たをあけてみると、これが七億四千万円というふうな金額になつてしまつておるわけなんです。これには一つは切手ブームというものがあつたと私は思つております。しかしながら、一億五千万円の金をくめんをしてもらいたいというところであつたのに、どこで一体こんなに多数の切手を発行するようになったのか。大体郵政審議会を何をしておつたのか。この法律の規定によると、

第二条の末項の規定によりまして、七億四千万円は松下幸之助を中心とする飛鳥保存財団に全部やらなければならぬという仕組になつておるわけなんです。なぜこういうごまかしをやるのか。一億五千万なら一億五千万だけの切手を発行すればよろしいではないか。それが二億円となり、しま

○濱田木政府委員 先生御指摘のとおり、当時議員立法で小淵先生が参議院の通信委員会において

約二億円程度はしいという答弁がなされております。そのいきさつを申し上げますと、実は御承知のように、私も寄付金つきの切手を発行いたします場合は、まず郵便局の窓口ですなにおに売り切れるものを限度にしてお願いしたいということ、過去のオリンピックその他万博にいたしましても、向こう側からの要求はとにかくたくさんほしいというのに対して、郵政省側としては、やはり郵便局の窓口で国民の皆さんに買つただけの寄付金の限度である、こういう一つの方針を堅持しております。そこで、議員立法が出るのときに、おまえのほうはどのくらい集められるのだという話もございまして、たくさんほしいのだという話もございまして、この辺をどう私に説明したところかといふことが、私の考えでは、当時あの壁面を見まして、切手になるのはせいぜい西壁の女子像、これ一枚だけだろ、あとの男子像は御承知のように半分がよごれております。青電に至つては相当はつきり見えないと電だか何だかわからない。そこで、せいぜい一種類と私、考えました。そうしますと、過去の寄付金つきの切手ですと大体三千万枚が限度ではなからうか、評判がよくて四千万枚。そうしますと、一枚につき五円の寄付をつけますと、大体一億五千万から二億が限度であるということをおし上げて、それよりもっと強い要望があつたのですが、やはり郵政省というのはいくつかも郵便局の窓口を通じてお役に立てるだけであつて、その要望側の額によつて左右されたくないという気持ちが強かつたもので、

から、そういうふうにお願ひしたわけでございます。ところが、その後大蔵省の印刷局のそのほう

たわけでございます。

そこで、三種類ということになりますとかなり寄付金もふえる。そこで財団のほうにその時分から——私も二億といつた時分には接触しておりませんが、財団のほうでどういふ事業計画があるのだということとその事業計画を聞き、また私も過去においてお年玉の寄付金つき等でも、あるいはその他の寄付金つきでも堅持しております方針は、決して運営費には回しません。必ず物的施設で、明らかに国民の浄財でできたということが明らかなるもの以外には回しませんという

ことを前提にしましていろいろ案を練りました。初め、その三種類でもせいぜい四億五千万ぐらいだろということ、一つの案を持っております。ところが、御承知のようにこの前の当委員会においても指摘されましたとおり、特別な振りかえ用紙でもって申し込みを受けたこと、あるいは、いつもなら二十日前に締め切るやつを一カ月前に打ち切つたこと、そういったことから私ども非常に国民の非難を受けました。そうしてまだほしいのだという声が非常に強くなりましたので、最終的にいままでやつたことのない処置、すなわち郵便局の窓口で売りさばき期間中、全部通信販売で申し受けますという処置をしたわけでございます。

そういつた関係で、最終的に国民の皆さんから申し込みを受けた以上はこれを増刷しなければならぬといふこと、実は増刷をしつ、ようやく最近になつて発送が完了するところまで要望が強かつたわけでございます。そういった関係で最終的に七億四千万円。しかし、これは全部財団に行くわけではございませんので、過去におきましても、当然この寄付金を扱うに必要な振りかえの費用とか、それに必要な局員が使つた費用、あるいは切手の中で寄付金つきのために要した費用、あるいは今後この資金を管理し、または事業監査も私のほうしよつちゅういたしますが、そういったものの旅費、そういったものを入れますと大体一割から一割ちよつとは私ども実費をいただきますので、大体六億三千万円ぐらゐが行くのではないかと考えてございまして、いづれに

しろ、そうになりました。

それから先生お話しのように、それなら切手を寄付金つきでないものを途中発行すればいいじゃないかという御説かと思いますが、私ももそれ考案しましたが、これは何か一般の切手の流通の問題ですか、そうしますと、それは新しい切手になってしまふ。だから、やはり初めに切手金つきの切手ですと、最後まで同じ図案で寄付金つきのものを通さない、何といいますが、これは私も内部の切手政策になりますが、混乱を起すことというので、そのような処置をとったわけでございます。したがって、初め二億程度といたしましたのは、一枚程度しか切手にならなかつたということで、私がかんこに拒否といいますが、強く申し上げたことから起った問題でございます。この辺の見通しにつきましては私の不明をおわびする次第でございます。

○土橋委員 あなたはそうおぼろげなことはいいです。これはやはり社会的な諸条件が、いわゆる最近の郵便切手を集めるとか、たいへんそういうようなことについて、切手関係の業界とかあるいは協会とか、そういう方々が、世界的な趨勢でございますので、これは一郵政局長の責任ではないのであります。問題は、そういう一つの投機的なことを好むという最近の風潮とからんで通信販売で大量に買い込んでいく、残念なことですけれども、そういうことが行なわれるために、私もまだ切手見てもいけません。通信委員ですけれども、官報で見ただけで現物は私もまだ見ていないような状況なんです。全然見ていない、どこでどうなっておるか。

さて、この法律は今後継続してやる考えであるのかどうか、私はこの法律は今限りで廃止をすべきであるというふうに考えております。こういうものをつくって、またぞろ公益法人である飛鳥保存財団がこれまたやってください、やってくださいというようにおっしゃって、郵政省は切手マニアや、いわゆるそういう投機に手をかすような結果になるということ、それからこの財

団が御自分で四億八千万の金を集めるといふので、日本のそうそうたる財界がみな首を連ねていらっしゃるのですよ。円・ドル問題なんというところは当然これは予測されておったことなんです。そこで、寄付が集まらぬということであろうかとをやってくれというところは、これは松下幸之助さんを中心とする財団に逆にいえば郵政が利用されて、七億何千万の金をほつこりともう。そうしてやっておる仕事はどういうことをやっておるか御存じですか。定款その他規定が、郵政大臣はこの財団がいまやろうとしておることかどうか。やっておる内容は、研修所の宿舍をつくって、駅前に広報センターをつくっただけですよ。あとは全部文化庁がいろいろ苦勞したり、地元でいろいろやっておるわけですよ。そういう財団に大枚な金を、寄付つき記念切手を出すというところは私は賛成できないわけだ。この定款を読むと、いろいろ書いておるが、実際の仕事というものは建設省や文化庁が盛んにやっておるのであって、すでに予算も十六億何千万の予算を文化庁は組んでおるわけですよ。私はこの六月の五日、現地をつぶさに見ました。私が予想しておったことは的中しておるわけなんです。ですからこの法律案は直ちに廃止をすべきである。やはり切手類の第五条の規定に基づいて基本的な、たとえば風水害が起ったとか地震が起ったとかあるいは非常におそろしい伝染病が起ったとか、そういうもの以外にはこの記念切手を発行すべきではないのであります。それを犯してやると、しかもこの法律を見ると、ここに書いてありますように、この場合においては飛鳥保存財団を同項の団体とみなして、同法の規定を適用するといふようなところまできちっと明記しておるわけですよ。これは許すべからざることである。なぜかという、この法律のいわゆる切手つき記念切手に関する郵便はがきに関する法律は、ちゃんと郵政審議会においてまずやっておいて、その資金はそういう事業を目的とするものにバランスよ

くあんばいをしてこれを確保する、与えるということになっておるわけですよ。ところがそういうことを抜きにしてしまつて、この財団に直ちに金が交付される形式になっておるのですよ。これは寄付つき記念切手の内容を逸脱した法律であるわけですよ。法の体系から見てもはみ出しているのではありません。そんなことをなぜ議員立法という形式でやったかというところに問題があつたわけですよ。こんなでたらめなことに賛成をしておつてはならないわけですよ。法体系をくずして、そうして松下幸之助さんと、会長は橋本登三郎さんじゃないですか。しかも内容というのはどういふことをやっておるか、私はつぶさに見ました。そういうことであるので、本来ならば、この金は郵政省から大蔵省の預金部資金へきちつと入つていなければならぬ。大蔵省来ておられますか。この金は入つておられますか。この金はどこへ、だれがあつたおつたおつたのか。

○金元説明員 大蔵省資金運用部が郵政省から寄託金関係で委託を受けておる金額は、四十八年四月末で八億四千万円、同五月末で九億五千万円となつておられます。この内訳としては、高松塚の切手による寄付金が幾らになつておるか、またそれ以外の寄付金つき郵便切手等は幾らになつておるかについては承知しておりません。

○土橋委員 いま大蔵省から説明しましたように、この金は、要するにちゃんと第五条の規定及び寄付つき記念切手の条項から見れば、最終責任をもつて大蔵省の預金部資金へ繰り入りなければいけないその金を、七億もだれが一体着服をしておつたのか、一体どこへ保管をしておるか、そういうことすらも明確でないわけですよ。

次に文化庁の方、文化庁はこの問題について閣議決定で、大量の仕事をするようになったわけですよ。この閣議決定の内容を拝読しますと、これはとてもじゃないが、松下幸之助さんを中心とする、あるいは橋本登三郎さんを会長とする飛鳥保存財団ができるような仕事ではないわけですよ。これは場合によっては二百億以上の金がかか

る仕事であるわけですよ。まず飛鳥川の河川の問題あるいは道路の補修の問題、特に藤原宮から例の甘樫丘を中心とする公園を設定する問題、そうしていわゆる文化財の保存と、そうしていまから約千三百年ほど前の日本の歴史的な風土を保存することも非常に好ましいことである、非常に願つてやまないものであるが、これは御承知のように推古天皇から文武天皇に至るまでの約百年間の飛鳥の状態をつくり上げようというわけですから、そうすればこういう一財団でできる仕事でないことは明瞭であります。文化庁はこれまで幾ら予算を組んでおられますか、ちよつと聞かしてくださ

い。

○宮野説明員 管理課長でございます。閣議決定に基づきまして、私どものほうで四十六年度から四十八年度までの三年間に、合計約十六億ほどの予算を組んでおられます。その内容は、史跡に指定されております土地の買い上げ費、それから買い上げられた土地の遺跡の環境を整備しまして、国民の皆さま方に見ていただくようにする整備の費用、それから国民の皆さま方に飛鳥地域の歴史と風土を理解していただくための資料館の建設、それから必要な土地の主要な遺跡の発掘調査の経費、そういうものでございます。

○土橋委員 いまお話しがございましたように、大体十六億ぐらい金をかけておる。そのうち国定公園その他の金で四億円ばかり報告が漏れておるわけですよ。私の記憶だとその程度になる。いまのお話だと十二億何千万でございます。

これは御承知のように広大な地域であります。この藤原宮まで、一番端の、いまの高松塚古墳から参りますと、おそらく十キロをはるかにこえておると思つたのです。この明日香村だけでも、おそらくあれは南北に向けては相当な距離でございます。八キロ以上でございます。東西に向かつてもおそらく十キロ程度でございます。したがって、これは文部省及び文化庁に——基本的な河川の問題、道路の問題、そしてこの風土全体を残すということはいへんな金がかかるわけ

す。そしてこの文化財を保存するという問題については非常なものなだと私は考えます。そのやり方、あるいは模倣をつくる問題。でありますから、かかる重要な仕事の一翼をになつていただくという事は、これは松下さんのこの財団に敬意を表しますけれども、本来は国がやるべきことなんでしょう。本来は国がやるべきことであるし、都道府県が責任をもってこれを保全すべきことであり、それを一財界の財団におんぶして、そして郵便局を利用して、いま申し上げたように記念切手を出すことによつてまかなつていくというふうなことは、さもありといわなければなりません。そういうことを国会のこの委員会において審議しなければならぬという事は、いかにわが国の民族的な遺産あるいは文化財保存に関する問題について見識が足りないかという事を、私はほんとうに残念に思うわけでございます。こんなことはもう五十年前にもちゃんとやつておかなければならぬ、田中政府の高度経済成長政策と、いま申し上げるような物価高の問題、これがそういう措置しかとれない形をとつておるわけですね。

郵政大臣は、この金の支弁方法あるいは利用については一体どう考えておられますか。私は二億円程度あげたいと思つておられますか。私は二億円程度あげたいと思つておられるわけですね。約八メートルぐらいの地域なんです。その地域は山全体が国有地でございます。その周辺は、大体五メートル周辺の土地を買入れればよいわけです。そこへ自動車や置くことはできないのです。文武天皇の御陵の下とこの畑を少し買っていか、さもなくば、駅前前の土地をいまこの財団が買っておるわけです。そこへ自動車や置く、その高松塚古墳に行くまでに約一キロあります。そういう地勢でありますので、これは過大な金を渡すということについては、私は相当問題があるように思つておるわけです。これは地図が、航空写真がございしますからちよつと見ていただければわかりますが、こういう状態では

す。ですから、これはいまの財団側の説明その他によると、駅を駐車場にしてそこから歩いてもらうという事を言つておるわけです。そうすると、これは小さい道ですから村道でしょうね。自転車しか行けないわけです。これを拡幅するといふことになれば建設費の仕事をあつて、建設大臣のほうに聞いてまいりますと、これは普通の県道路路を拡幅する費用しか、普通のとおりの金しか出せない、これだけ特別に出すことはできないといふふうな見解のようです。そうしますと、どうしても自動車は明日香駅のところにとめて、一キロ歩いたいただいで、行く。そうすると、そこにお手洗い所をつくるか、ちよつとした広場をつくる、休憩場所をつくる、それに七億かかります。七億なんて大金がかかるでしょうか。まあこれは、財団の方がお見えになっておりませんが、文化庁は一体どう考えますか。七億なんて大金をかけてそんなことをやろうというのですか。

○高松古墳委員会 一応その件につきまして私のほうと財団と過去において話し合つたことがございますが、また確定はいたしておりません。これは当然、寄付金が終つてから配分計画を立て、郵政審議会の議を経てから相手に行くわけですが、一応私も財団側と話し合つたのは、一つは、高松塚古墳そのものは、これは当然国の買上げといふ事です、所有になつておりますが、結局その周辺の民有地を買上げて保存の役に立たないといふ十分なる遺跡の保存にならないといふことと、しかもいろいろその地域について、その土地の所有者は制限を受けますので、とにかくこれを買つてほしいといふ話がございますので、これは寄付金の額によつて変えていきますが、とにかくその高松塚古墳の周辺を一種の公園的なものにするための土地の購入というのが一つのグループでございます。これは御承知のように、広げれば広いほど高松塚古墳の保存の役に立つわけでございます。これが一つのグループ。

の方が見られないわけでございます。そこで、あれと全く同じ模倣のものをその近所につくりまして、石室も壁面も、日本一流の画家にかいてもらつて、そしてそれを一般の人にお見せして、せめてその当時の偉業をしのんでいただくといふことにしたい。これが第二のグループでございます。これも金が少なければどうして壁面を頼む先生のランクも落ちますし、そういうふうなことで、これもある程度は私どものほうで配分計画ができれば、一流の先生にかいていただく、しかも外国から見に来て恥づかしいようなものにしたというものが二つのグループでございます。

○土橋委員 文化庁はどうか考えておられますか。郵政省は、いまのような善処をいたしたいと考えておられますが、文化庁としては一体どういふように考えておられますか。  
○宮野委員 高松塚古墳そのものの保存につきましては、私どものほうで予算をとつておられる

て、あの高松塚はまるい円墳でございますから、周囲五メートルだけを民有地を買収いたしました、中に無断でかつてに入れないようにさく等を設けてございます。  
それから古墳そのものの保存といふことでは、非常に条件がむづかしいと思つておる、いろいろ学者の方にお集まりいただいて御相談して、現在保存対策そのものについて研究中でございますが、いま一応保存施設といふ事ですが、簡単に言えば空調調節の施設といふようなものを設けることを本年度でやるということを考えております。

私どものほうは、高松塚古墳そのものの保存、ごく狭い限定された意味での古墳そのものの保存でございます。ただ、高松塚古墳は御承知のように道路から離れておられますし、そこへ行くまでの間は相当距離もあるわけであります。先ほど郵政省のほうからお話がありましたように、たゞさんの人が行きますと、いろいろな公園的な施設といふか、あるいは、いろいろなものも当然必要になつてまいるかと思つておられます。そういう国民一般の方々が高松塚のところへ行つて往時をしのぶといふのに、いろいろ広い意味での文化的活用施設等は必要じゃないかと思つておられます。そのほうは財団のほうでやりたいと思つておられます。現在のところは内々で話し合つておるわけでございます。

と縦横無尽にできておりまして、そんなに簡単にどこでもレストハウスをつくらとか便所をつくらというわけにいかないのですよ、簡単にあなたに言っているけれども、全部ちゃんと書いてあるのですよ。指定してあるのですよ。ですから、私はこの切手から関係しておるけれども、飛鳥は御承知のようにいろいろの問題が、石舞台一つをとってみても、飛鳥路一つをとってみても、単に文化財を保存するというだけじゃないのです。これはわが民族が、要するにわが国の歴史始まって以来の飛鳥時代ですから、どういふ状態であつたかをやはり知って、明日の建設のため、文化、科学の発展のために寄与しなければならぬわけなんです。将来の日本民族に、これを要するに黎明期における日本の文化はどういふ状態、どうなつておつたかということを知らせることであつて、現在のわれわれの経済やわれわれのものの考え方だけで問題を律してはならない。未来永劫日本民族の発展と科学、文化の発展といふところから見て、この問題はどうか保存するかという問題に關係しておることであるから、私はこれを言うわけなんです。ですから、私の言いたいことは、単に飛鳥保存財団という一營利的な金もうけのじょうずな人だけが集まつてこういふことをおやりになることは悪いとは申しませんが、中心はやはり文化庁の長官を中心に基本的な予算を組んで、そしてこういふ記念切手の発行などだけに止まらないでこれをやつてもらいたいということが私の前から主張であつたわけなんです。ですから、これを計画を立てるにいたしても、よほど先を見通していかなければ、現在の状況だけではないけない。だからここにあります閣議決定にもありますように、これは河川の状態、山の状態、道路の状態、特に風土がむすかしいのです。歴史的な風土を残すという問題はなかなかむすかしいのです。文化財はある程度見ればすぐわかりますからね。わかりますけれども、風土を残すという問題はたいへんな問題なんです。

大体時間もきたようですから私は終わります。が、こういうことについては、この法案を直ちにこれをもちつて廃止をする。そしてやはり従来の規定を中心として、寄付つき郵便はがき、郵便切手を売る場合には常に基本的な態度からやらないと問題を生じてくる。また一財団法人が言ったことといつて、あつて議員立法なんかするということも、あつても問題であつて、これはやはり何とあつても文化庁が責任をもちて予算を取つて、そしてやるべきことである。それに足らず前は、財界の皆さんが金を持っていらつしやるのですから、お出しになつて協力を願おうということであつて、郵便切手を利用してそういう金を集めてこつそりやるなんて、それで名前は松下幸之助で出して置く、こういうことはやめてもらいたい。そういう独占資本に奉仕するような体制はやはりやめるべきであるといふのが私の主張でありますので、この点を十分了解をして、この法案の即時廃止を要求しなければならぬと思うが、一体郵政大臣はどう考へておられますか。またこれで記念切手を出して、橋本登美三郎会長や松下幸之助さんを喜ばす考へかどうか、きちつとして承つておきたい。

○久野國務大臣 先ほど事務局より詳細にわたつて御説明申し上げましたとおり、この寄付金は国民多数の皆さんの非常な善意に基づくものでございまして、であるだけに、この交付にあたりましては、事業計画に基づきまして所定の手続にのつて慎重公正に行なうたいと思つております。それからこの法案を廃止せよといふ御意見でございますが、これは国会において議員多数の皆さんの御意思によつて議員提案でなされた法律案でございまして、でありますから、国会の御意思に沿つてこういふ問題はいろいろの処置をいたしてまいりたい。今後検討させていただきますと存じます。

○土橋委員 賛成者の名前もここに出ておるわけです。加藤常太郎先生を先頭に賛成の方々が出ておるわけなんです。しかし、私は先ほど申し上げましたように、寄付つき記念切手とかあるいははがきを出す場合の基本的な条件があるわけなんです。その条件を逸脱してこういふ法律をつくらして、そうして、なるほど記念切手をつくらうことはこれはけつこうな事なんです。それが、便乗して多額の金を集めて、自分ができなかつた、本来自分の寄付行為においてやるべきことを、記念切手を利用して七億何千万の金を集めて、そして名前はいま申し上げたような飛鳥保存財団がやつたという形式をとるわけですね。そうして、そういうことを書かなければならぬといふ法律の規定がありますから、ちよつぱりとこれは郵政省の記念切手によつたものといふことをしりに加えておくだけなんだ。こういうでたらめなことをやめてもらいたいといふことです。私の言うことははっきりしておるのです。ですから私たちはこの法案の提案に反対しておつたわけなんだ。参議院では質疑をしてるわけですが、衆議院では質疑をしないで、これを強硬に、よしいいじゃないかといふようなことで通過させておるわけなんです。ですから先ほど申し上げた法案そのものが、記念切手あるいはお年玉郵便はがきに関する法律の範疇を越えたことをやつておるわけなんです。そうしてこれが永続してくる、またこれで上程してくるといふようなことはこれは許されないことであるといふことを私は言つておるわけなんです。これは本来文化庁が責任をもちて国の予算をもちてやるべきことであるし、都道府県の皆さんが自主的に税金できつとした体制をとるべきだ。その足らず前は、それは松下さんであるうとあるいはこの財界の方であらうと、大いに御寄付を願うことは、われわれは国家として悪いとは思いません。本末転倒のやり方をしているから私は異議を唱へているわけでありまして、大臣、おわかりいただいたでしょうか、私の言おうとしていた趣旨はおわかりいただけたでしょうか。それならば今後そういうことがないようにきちつとしていただきたいと思います。

○久野國務大臣 いろいろ御意見を交えながらお話をいたしました。御意見は御意見として私は承つておきたいと存じます。これは国会の御意思によつてきまつたことと存じますから、将来国会の皆さんの御意見をもつた上で慎重に検討してまいりたい、かように存じます。

○土橋委員 終わります。

○久保田委員長 次に、田中昭二君。

○田中(昭)委員 郵便切手類の売りさばき所に対する手数料を引き上げますところの今度の法律の改正でございますが、私ます現在の社会経済情勢等から考へてみまして、特に田中内閣になりました、以前の経済成長、産業の高度成長といふようなものに行き方を変えたいといふために、変える方向に田中内閣は進むべきである、そういう国民世論を背景としまして努力されておると思つて、長も高いところによりまして、相当経済の実質成長も高いところにも現在聞いております。こういう中で国民が一番求めておるのは、何といひましても物価高の問題、物価の急騰並びにそれに関連します一切の経済活動、社会問題、また最近特に目立ってきたものは投機的な行為、いまま記念切手の発行についての投機性といふようなものも含んでのお話がありました。こういう物価の急騰並びに投機的行為が行なわれるといふことにつきまして、国務大臣の一人として郵政大臣はどのようにお考へになつておられますか、私はお聞きしておきたいと思つております。

それにつけ加へまして、私はなまこつこういふことを申し上げるかと存じます、こういう物価の高騰、投機的なことにつきまして、こういうことが行なわれますと、売りさばき所なんかといふのは一番弱い立場にあると私は思つております。ですからそういう状況のもとに何らかの救済をしなければならぬといふことで、売りさばきの手数を上げるといふような方向も考へられますけれども、いまのような異常な高騰が続けば、その一番影響を受け、波を受けることによつてたいへんな困難な問題を引き起こすのは、こういう売りさばき所といふようなわづかな手数料によつて国の事業を援助

しているところ、そういう大きな波が来てはいけぬ、こういう考え方に立ってありますから、それも含めてお答え願いたいと思ひます。

○久野国務大臣 現在国民の各層からいろいろ御批判をいただいております。物価騰貴の問題につきましては、私たちがいたしましてはたいへん遺憾に存する次第でございます。このよつて来たる点につきましてはいろいろの原因があるわけでございます。政府といたしましては、できる限りすみやかにこの物価騰貴の原因を除去し、そうして国民の生活の安定向上のために努力をしたい、かような考え方で目下政策を進めつつあるような次第でございます。そういう際に、この切手売りさばき所の手数料の引き上げにつきまして、これはただ単に物価騰貴に関連してどうかという点ではないのでございまして、小額の売りさばき所の皆さんの手数料につきまして何らかの優遇措置を講じたい、かような観点に立って今回のような措置を講じたような次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○田中(昭)委員 物価上昇の問題と切手売りさばき手数料を上げることとは関係ないという御発言だと思ひますが、私は物価上昇の問題はいろいろの問題があります、それはおくとしまして、最近の状況を見ますと、ことしになりましてから大手商社の買い占め、大企業の米から一切の品物に対しての買い占め等、投機的なそういう動き、これは国民生活の中でも大事な必需品でも買い占められておるといふような状態、こういう問題はたいへん社会的な問題だとして取り上げてこられたわけでありまして、問題はここで投機という問題です。投機的なものの中に郵政省の発行してあるいまの特記記念切手というか、そういうものが投機の対象になっておるといふこと、そういう健全なる収集家がいへん悩んでおるといふような状態を聞いておりますが、まずそういう特殊切手が投機的な状況にあるかどうかという問題、こういうものがあれば、郵政省としていままでの発行につき

ましての取り組み姿勢というものも、その現状をよく把握しなければ片手落ちになるのじゃないか。いままでの政策が全部後手手になるのは全部そこ原因があると思ふのです。それで、何でもないいろいろな手を打つのでなければ、それがなぜ効果をあらわさないかといふと、その現状把握といふのが現状に対する認識、そういうものがなされていなくて、一つの原因だらうと思ひます。そういう意味におきまして、まず特殊切手が投機的な状況にあることについて郵政省としてどのように状況を把握しておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○清呂木政府委員 十分勉強してないために起こっていることであらば私は申しわけないと思つております。ただ過去におきまして郵便切手の趣味というものは非常に健全なものであったというふうな考へております。ただ最近私も耳にしましたのは、沖繩切手が一部の業者によつて投機的に扱われているという情報が入りました。それから先ほど問題になりました高松塚切手につき、途中でかなりそういう動きがある、もし郵政省が初めの三千枚で増刷をしないならば、これは相当の投機対象になるという動きがあるということも、私もいろいろの方面から察知いたしました。先ほど御答弁申し上げましたように、一般国民の需要が多いという中で無制限に予約を申し受けるという形で、私もその投機を押し戻すつもりでございます。

それから沖繩切手の投機関係は、これは私も聞きまして、ちょっと私どもの手に負えないところで行なわれた感じがいたします。相当の人たちが沖繩に復帰前に行つて、そして沖繩切手を買ひ占めて、復帰後ある時点においてそれをかなり高く売つておるといふ問題を私も聞きまして、ただそれがいろいろ商売上問題になるような場合は、私も口頭でいろいろ御注意申し上げております。しかしその部門になりますと、これは郵政省のいわゆる監督的な問題を離れまして、いろいろ公正取引委員会とかその他の場面に移るのじゃ

ないかということ、その方面にもいろいろ連絡をとつたことはございますが、そういうことで沖繩切手等につきましてはいささかどうかと思はれる現象があつたことは承知しております。そこで私もとしましては、やはりこの投機的な動きに対して防御するためには、必要な切手の枚数を発行することではないかということ、一生懸命その場の状況を見、それからこれは先生御承知と思ひますが、記念行事といふまでもその切手の圖案あるいはその行事の国民への浸透度合いによりまして、かなり差がございます。私も発行しております高松塚なんというものは高松塚古墳に對する国民的関心が高まつたということ、もう一つは大蔵省の印刷局で非常に御苦勞願つてりつたものがあつたという二つの面であらうなふうになつたと思ひます。したがつて一方は市場状況、片方は私どものデザインというかその圖案、そういうものを勘案しながら、それが投機の対象にならないよう、しかしだからといってそれがむだな発行にならないよう、この両方を勘案しながら一生懸命やつておるわけでございますが、しかしいろいろの意味において投機的な意味に使われれば、そのときはそのときの処置をしたと考へますし、過去においてそういう点があつたことにつきまして、私どもの姿勢が不十分であつたことをおわびしたいと思ひます。

○田中(昭)委員 私はそのような抽象的なことについてはいろいろいままでも論議されておりますし聞いておるつもりです。たとへば、いまあなたがおつしやつた沖繩の切手については具体的にどうなつておるか、おそれなく大臣もそのこまかいことについては御存じないと思ひます。それを知らなければ、いままでもいままでも認識の誤り、記念切手を発行するということについての問題が起つてくる。ですから、何か投機的に行なわれておるらしいが、その投機的な行為というものは、マニアの中には純真な子供、そういうものもたくさんいるわけですね。そういうことを考へますと、投機的な行為そのものについては、郵政省

は監督の権限はないと言ひたいだらうと思ひます。しかしその実態を知つて、特殊切手というものの発行はその目的があるはずでございますから、その目的とよく関連して発行しなければならぬ、そういうことになつていく、こう思ふので

そこでもう少し沖繩の切手についても、どういふ投機的なことの行為について、また流通過程等において、またまじめな収集家がどのような悩みを持つておるか、それをひとつ具体的に言つてもらひたいと思ひます。

○清呂木政府委員 ただいま沖繩切手の問題になりましたので、これは正確には私も把握しかねておりますが、一応私も把握しておる限度において御説明申し上げます。例の沖繩復帰になつて大抵沖繩の切手そのものが相当制限——制限というか、そうたくさん発行されないのではないかと、そういう情報が入りまして、そして国内の業者が争つて復帰前に沖繩に行きまして、その切手の買いあさりをしたというふうな聞いております。しかしこれが全部そうではございませんで、まじめに沖繩切手を収集し、そしてそれを私どもの目から見て、いわゆる投機的でない販売方法をしているまじめな切手業者も相当おります。が、たまたまある業者が某デパートで非常に高くその切手、あるいは、初日カバーと称しまして封筒に切手発行の初日の印を押しまして、そして売

る仕組みでございますが、そういうものについてかなり高い値で売られておるといふ話を聞きまして、私も私どもも私もそのデパートの人に、とにかくもそれは郵便切手でございますので、やはり郵便切手の信用を書さないよう願ひます、ということもかかつて申し上げておるわけでございます。ただそのやつておる商売そのものについては先生からもお話ありましたように、私どもはこれは不公正な取引であるとか、そうでないとかいふ判断はちょっと郵政省からはしかなるわけ



〔委員長退席、小沢(太)委員長代理着席〕  
沖繩切手につきましては一部の業者が、ただいま申しましたように某デパートにおいてそういう投機的なと思われる商売をしているということを知りたわけでございます。

○田中(昭)委員 私はいへんあいまだと思つて、まじめな業者がマニアのために、その沖繩の切手に限つていへば沖繩に行つて買つて、それを売るといふようないわゆる商売のルートのことをいとおっしゃいましたけれども、その中にたまたままじめでない業者がある、私はその問題だと思つて、それじゃ実際まじめでない業者に、どれだけあなたたちが監督する権限のある範囲内でどういう手を打つたかということについては何もお話しにならない。だから、もういつも郵政省のいろいろの問題——末端の業務の問題が改善されないというようなことを私はこの委員会でたいへん聞きますけれども、こういうことではまたそういうことの繰り返して、私は郵政省の業務が、また仕事がほんとうに国民に納得されるという方向には進まない、そういうふうなふうに思つてでございます。

私がここで沖繩切手のことを聞いておりますことから申し上げれば、復帰からたった一年くらいしか期間的なあれはありませぬけれども、一年前の切手がもう十倍も二十倍もして取引されていふ。沖繩返還の記念切手が十八円のものも現在三百円以上で売られていふ。それはマニアが買つたりするといふようなことの金額じゃなくて、業者等が自分たちの売買をするための取引価格としてそういう何十倍という価格で取引されているというところは、これははつきり投機的な要素を含んでおる。私はそういうことをよく調べて、そしてそれがわかつた上で——わかつておると思つて、けれども、そこに手を入れなければどういふことは問題解決の方向にならないと思つて、大いにかがでしようか。いまの郵政省の話では、具体的な数字をあげて言わないほうがいいというところで言わなかつたかもしれませんが、私そういう

実際の現状を見るならば、いまいやうに、政府のやることに投機的な材料に使われておるといふても、それを否定するだけのものはないと思つて、ですが、いかがでしょうか。

○久野國務大臣 ただいま具体的に沖繩の記念切手の実情について詳しくお話があつたわけでございます。私は事実につきましてもまだ十分報告を受けておりませんが、しかし特殊切手が投機的な対象物として扱われるといふことはたいへん遺憾なことでございます。そのようなことはできるだけ私は避けるべきだと思つてあります。そのためには、やはり発売枚数と申しますか発行枚数が需要に満たないといふことも一つの原因であろうと思つて、またそういう投機をやつておる人たち、そういうことを商売にしておいでになる方たちが、自分たちの利潤追求のための手段としてこれを扱うといふような場合も問々あると思つて、今後は私たちが十分注意をいたしていきたい、かように存するよう次第でございます。

○田中(昭)委員 その注意は、具体的な事実をここで問題にしてからではおそ過ぎる。そういうことは事前にわかつておるはずなんです。いま私は何十円のものも三百円以上と言いましたが、それが実際はほかの同じ沖繩の切手でございますけれども、三千元も三千八百円もして売られておる。そういう切手を中学生がデパートに買いに行つて、何十円かの切手を三千元も出して、収集したいというただ純粋な気持ちで買いに行つて、そうして同じ買ひに来ている人の中には三百万円もの代価を払つてこそつと切手を買つていくというふうなおとなのすることには手もつけれないというふうなそういう状態があつたのでございませぬ。ですから私は、そういう業者がまじめな収集家を足げりにしていくような行為をすることが予想されるならば、それに対する責任はやはり発行する政府にあるんじゃないか、こう思つて、それはいまも、それを言ひましても、それはたまたま一つあつたの

だといふようなことで終わらしてはならないと思つて、次のお尋ねをしていきます。

これは前の委員会でも事務当局から御説明がありました、もう一回私聞いておきたいので、この特殊切手を発行する理由を簡単にひとつ聞かせてください。

○溝呂木政府委員 私ども特殊郵便切手を発行いたします方針としましては、やはり第一に、国家的あるいは国民的な重要事項であつて、これを広く内外に周知する、そういうために特殊切手を発行するというのが第一目的であらうかと思つて、それから第二番目には、いわゆるせつかく国立あるいは国定公園といったようないろいろな指定されますので、そういうものを広く紹介し、その国の観光あるいはそういうものを振興に寄与したいという意味において記念切手を発行するもの。それから、ときによつては各種の国民的なキャンペーンがございませぬが、そのキャンペーンに協力するために記念切手を発行するもの。それから、あるいはいままでの中に入るかもしれないが、いわゆる国際的に重要な会議等が日本の国内で行なわれたような場合、そういういったものの一つのキャンペーンといふこと、そういういったようなものに寄与したいといふことで特殊切手を発行してございませぬ。

○田中(昭)委員 特殊切手はいろいろな記念行事なり特殊な行事について内外に周知徹底するためだ、こういうことでございますが、内外に周知徹底するためになぜ切手を使わなければならないか。聞くところによりますと、いま内外に周知徹底するためにいろいろな切手の発行をふやしていくというふうな方法もとられていふやうです。なぜ切手で内外に周知徹底しなければならないか。それと、周知徹底するといふことは、内外といふもの内にとつてみますと、国民のすべての人たちに行き渡るように周知徹底するの、その特殊切手といふものは一部の人に周知徹底するものなのか、その最後のところだけでもけっこうですすから

お答え願ひたいと思つて。

○溝呂木政府委員 切手でもつてそういう国家、国民的行事に寄与するといふのはこれは世界的な傾向であることと、それから国民の皆さまに對して私ども郵便局の窓口で切手を売ることによつて、広くキャンペーンの効果をあげられ得るといふ観点に立つて切手といふものをやつておるわけでございます。したがういまして、先生のお説のとおり、これは国民皆さんに広く買つていただくために特殊切手を発行するということでございます。

○田中(昭)委員 最後のところの国民のより多くの人にとつてということが目的であるならば、実際特殊切手を手にする人たちはその目的を達しておりませぬか。私ははつきり申し上げて、大臣も勉強なさつておるかどうか知りませぬが、特殊切手といふのは、一部分の人たちがマニアとして収集する、そういう一部の人々じゃないかと思つて、その点どうでしょうか。

○溝呂木政府委員 私どもが切手を発行いたしました趣旨は先ほど御説明したとおりでございますが、それが郵便局の窓口で売ればばかたあと、その切手がどういふふうな利用されているかという点につきましては、最近では郵趣家といふことか、切手の収集といつた面に多く使われていることとは否定できません。もちろんこれは料金をあらわす証券でございますから、それを郵便物に張つて出すということが本来的目的でございますが、買われたあと皆さん方が、そういういろいろの日本の切手の中にもいろいろの観点からそれを収集し、あるいはそれを見て研究をするとか、そういう方面に現在では使われている部分が多いこととは否定できません。しかし私どもとしましては、やはりそういう切手を張つて出す面、あるいは切手収集と両方含めて、これを国民の需要といふふうな考へて、それに対処するよう発行しておるわけでございます。

○田中(昭)委員 私がいま問題にしようとしたのは、広く国民に周知徹底するとならば、そう

いう目的で発行されたものが、実際には——それは郵便物に切手を張って出すということによって多くの人に周知徹底するというのもわかりません。しかし、収集マニアというものは現状は一部分の人たちのものじゃないか、私はこう言っているのです。どうですか、その点は。

○溝呂木政府委員 いわゆる切手収集家という定義になりまして非常にむずかしいでございますが、いわゆる切手収集家の中にはフィラテリストとしてかなりその道で有名な人からはいまして、ある意味においては小中学生でも、たとえば日本の花切手なら花切手だけをそろえてみるとか、そういった非常に初歩的なものも含めてならば、切手収集家というものはかなり多いんじゃないかと思えます。ただ切手収集家というのと一部のほんとうに昔からの特殊なものというふうに限りますと、これはまさに一部ということになるかと思えます。現段階でどこからどこまでが切手収集家でありそうでないかという判定は、ちょっといたしかねるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 その一部ということがいま問題になって、どういった人たちがその一部に相当するかということの議論になっておりますから、なかなかわかつたようなわからぬような議論になっておりますけれども、それではあなたがさつきおっしゃったように、そういう実際の切手を収集されておられます人たちがどういった対象の人たちで、また特殊切手を発行するのはわが国だけではない、外国でもやっておるということですが、外国でもやっておるものもよくその実態を知った上でやってもらわなければ、一歩前進にはならない思ふのです。ところが、聞くところによりますと、外国の特殊切手の発行の状況というものは、参考になるような調査は何もなされていません。それからもう一つは、最初に言いました特殊切手がある一部の人たちに手持ちにされておる。そういうことについては、あなたも昨年の国会で、

ストックの量についてもいろいろ議論されておることも私は聞きました。三十四年当時の切手を収集家が手持ちしておるストック量というものが、現在でも予算の作成の場合に基準になっておる。また昨年はそのことについていろいろ議論されて、そして結局現実と合わないようなストック量というものであるからよく調べて検討しますとあなたはお答えになっておる。だけれども、現在においてもまだその問題については調査もなされておらないようなんです。はつきり特殊切手というものが郵便物に張られて流通するものであるならば、またその一面、発行部数が少ないためにいろいろな問題が起こることを考えるならば、マニアにも十分行き渡るような発行部数、そしてそのものは何もし手持ちにすることができなくて、表示価格は郵便物の料金として通用するのですから、特殊切手の性格をあらわすようなものを通常切手の中に入れておればその問題は解決すると思ふのです。具体的に申し上げますと、いま特殊切手が百の割合で発行されておるとします。その中で発行部数を五倍にふやせば、当然いまストックされておる、マニアが望んでおる発行部数以上のものが発行できて、そして通常切手としても使える、こういうことになるのかと思ふますが、そういう考え方はできないですか。

○溝呂木政府委員 特殊切手の発行枚数は、私もとしては過去における郵便局の窓口の売りさばき状況、そういうものを勘案しながらきわめておるわけでございます。したがって、その売りさばかれたあととだけだけのものがストックされ、それだけのものが郵便物に張られて出されておるかというところは、過去において一回調べたことはあるわけでございますが、はつきり申し上げて、ほとんど不可能に近いわけなんです。ということは、いまから十年前あるいは五年前のものが常に張られておりました、要するにどれだけストックされておるかというためには、いつ発行された切手が——年を追ってだんだん張られていきますので、それを全部集計しないといけないという意味

において検討はいたしませんというところは申し上げたわけでございますが、私どもとしては過去の調査あるいは最近の趨勢等で一応の考えを持っております。しかし、これははつきり申し上げて確実な数字は把握できないということでございます。それから通常切手として発行したならばという御主張でございます。これは御承知と思いますが、通常切手としては型式あるいは刷色、そういったものが通常切手はグラビア二色でございます。そうしますと、一つの行事をキャンペーンするのにはそれではやはりさびしいというので、どうしても大判あるいはグラビア五色とか、あるいは切手としての大きさ、そういったものもある程度キャンペーンに役立つというものを発行しておるわけでございます。したがって、私どもとしましては、特殊切手はその行事なりそういうもののキャンペーンに役立つ期間に売ればいいのであって、あとは通常切手という考え方で処理しておるわけでございます。たとえば一つの行事があった場合、その行事が終わってからまでそういう切手を売るといふのはやはりどうかと考えております。ただ、私どもの切手の需要の予測が不十分であったために、過去において十分な発行枚数でなかったために非常に御迷惑をかけたということは私ども承知しております。

そこで最近では、私どもとしてはその問題にならない、いわゆる相当の部数を発行しているつもりでございます。現にこれも先生御承知と思いますが、かなりのものが売れ残って中央郵便局にあるという形になっておるわけでございまして、私どもとしましては、やはり特殊切手は特殊切手として発行し、そしてそのかわり特殊切手の部数をその行事、キャンペーンに必要な期間において十分売れるようにという考え方を持っておるわけでございます。

○田中(昭)委員 私はどうしても納得がいかないのですが、いまあなたの説明でいけば、通常切手というのは、しろうとにわかるように言えば、特殊切手のほうははつきりした手のものとして発行して、記念行事とかそういうものに充てるのだ、そういうことのようにすけれども、なぜ手のいっぺんものを通常切手として発行できないか。

「小澤(大)委員長代理退席、委員長着席」  
そこで、私はこれをもう少し逆に考えれば、通常切手よりも特殊切手を発行したほうがはつきり言って政府はもうかるのだ、そういうことも加味されておるのです。特殊切手を発行すれば、いまのような高松塚の古墳のようなものになれば、いわゆる何百億の金が何か月間にどさっと入ってくる。こういうようなのはやめられないんだ、どんだんふやすべきなんだ、こういう郵政省の考え方は、私はそういうふうな思われてしかたがないのですが、どうでしょうか。

○溝呂木政府委員 先生御指摘のとおり、特殊切手がかなりストックされるということになりますと、確かに私どもそれを二十円で売っても調製費だけで済みますので、あとの引き受けから配達に至るまでの内部コストはかかりませんので、結果的に私どもの大きな収入源になっておることは否定いたしません。したがって、私どもとしては特殊切手が売ればそれだけその年の財政が楽になるといふ気持ちを持つことも、これもまた私は否定しません。しかし、それは本旨ではないことは確かでございます。過般の料金値上げのときも、本来ならばそういうものにたよらないで、十分な収入の得られる料金というものがあれば、まさに特殊切手収入を私どもがほしいと思いをし、それだけでも収入の助けになるという気持ちを起こさないと済むのかもしれない。現実には私どもとしてそれを目的としておるわけではございませんが、結果的に特殊切手というものが郵政省にとって大きな財源になっているということは事実でございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、実際現実に発行してそれが売れていくということを見れば、政府としてはもうかることだからやめられない、こういうことですね。——それでは、それは何か議論があるようにございますから言ってもらうとしま

た、

して、特殊切手がこの十年間に通常切手の伸び率

をはるかに上回る数量で発行されておるといいますか、そういう状態だろうと私は思うのです。その辺は、たとえば通常切手として流通さしていけばいいものを、わざわざ特殊切手として、財政的な要求もあるからというふうなことでございませうけれども、その限度があまりにも多過ぎるのではないかと。印刷局で調べてみますと通常切手の十倍、通常切手は、これは全体の数量でございませうけれども、十年間に見てみますと大体毎年三%ぐらいのふえ方になっております。ところが特殊切手のほうは毎年四〇%、十年間で四倍にふえています。これはどうせ政府の印刷のほうでやるわけでございますして、政府の印刷する能力というものについてもある一定限度があると聞いておりますが、こういうことになりまして、いわゆる通常切手というものの割合がだんだん特殊切手が多くなって、通常切手のほうが少なくなってくる、このような状態についてはどういふことになりませうか。

○清田木政府委員 先ほどの私の説明が不十分だったためにちよつと補足させていただきますが、特殊切手は郵政省の財政上の問題でじやんじやん今後発行するのだという意味ではございせんので、発行したものが結果的にそういう郵政財政に寄与しているということでございますので、御了解願いたいと思ひます。

それから、御指摘のとおり、最近の資料を見ますと通常切手よりも特殊切手の発行枚数伸び率は高うございませう。そこで、実は私実務に携わってつくづく感ずるのでございませうが、毎年各省及びいろいろの行事を担当される方から、記念切手を発行せよ、特殊切手を発行せよというのを非常に強く要望されて、これでも私もかなりしかられながらお断わりしている実情でございまして、一つには、そういう記念行事あるいはいろいろの行事もあるけれども、そういう行事がございませうという方面から非常に強い特殊切手の発行の要望があるというところはひとつ御了解願いたいと思ひま

す。

そこで、しかしこの特殊切手の発行の限度の問題は、私どもとしましてはいまこういふ方針をとっております。やはり特殊切手の発行枚数はなるべく制限したい。というところは、キャンペーンである以上、年がら年じゅうあまり出し過ぎますとキャンペーンの効果は薄らぐということもございませう、したがって、私どもとしても特殊切手の枚数はなるべく減らす、しかしその一件、その種類の発行枚数は、国民の方に広く手に渡るように多くするという形でございまして、最終的に発行枚数はそれほどふやしていかないという方針でございませう。

○田中(昭)委員 私そこでもう一つ、この特殊切手がどのくらいの調製費といひますか、二十円の特殊切手をつくる場合にその原価といひるのは幾らかかるものでございませうか。大蔵省のほうから郵政省のほうからと願ひいたします。

○清田木政府委員 いまこまかい数字をあれししておりますが、通常切手は九銭から十銭ぐらいで済んでおりますが、特殊切手になりますと、たとえば過般の高松塚の女子像ですか、これはグラビアの五色の凹版をかけたというふうなことで、一円八十四銭というふうなことになるのでございませう。その他特殊切手としましては、古典芸能の中に一円台のものがございませうが、そういう特殊のものを除きますと、ものによつて違ひますが、一枚当たり大体七十銭ぐらいから四、五十銭、そして通常切手は大体九銭から十銭というのが購入単価でございませう。

○田中(昭)委員 そうしますと通常切手も大体百倍、それからあなたはいま一円とかなんとか特殊なものをおっしゃつたわけですけれども、去年は四十銭ぐらいでできるのじやないかというふうな答弁をなすつておられますから、急にこし上がったわけではないでしょうか、平均すれば四十銭くらいになる、これも大体百倍、そうしますと、こんないい商売はないですね。先ほどから言

ますように、無条件で百倍、かりに五十円の特

切手が四十銭ということになればそういうことになりませうから、そういうものを何億万枚と出していくという状況、そういうものがずっと過去十年間の実績を見てみても、普通のふえ方とは思へないようなふえ方をしておる。そうしますと、問題は特殊切手を持つておるマニアのいわゆる手持ちといひますか、そういうものがどの程度あるかということについても調査も何もなさらないということになりますと、私はどうしても通常切手の中に特殊切手相応のものを発行したもうがよいじやないかというふうな結論にならざるを得ないわけです。それはここで議論してみても、結局わからないものを、できないものをでますという、先ほどの周知徹底でもそうです。切手によつて記念行事をするといひますけれども、何いまの情報の中の切手だけに、ほかの情報媒介物を使えば周知徹底できるはずなんです。そういうこと等から考えますと、この特殊切手の発行については私はどうしても納得いかない。

そこで印刷局のほうにお尋ねしますが、いまの特殊切手の増加したことに、今後印刷能力から考へてみた場合に、発行部数といひのはいままで以上の能力があるのですか、ないのですか。その辺も御答へ願ひいたします。

○竹本説明員 お答へいたします。現状の機械設備等から見ますと、現在は若干の残業もしてございませうが、今後御注文の態様に応じてございませうけれども、今後御注文の態様に応じて特殊切手等の製造増に対処はできると思っております。

○田中(昭)委員 私はそこがまた一つの問題だと思ひます。現在フル操業しておつて能力も一ぱい一ぱいだといひます中、従事する人は、聞いてみますと人間はだいたい減つておられます。働く時間も減つておられます。そうしますと、それに応じていむゆる機械化といひ、合理化といひ問題もあろうかと思ひますけれども、残業までしてやらなければならぬ。これは私はどうも製造能力からい

ても、いまのお答へはただ表面上のお答へである

ように聞かしてならないのです。どうですか。特に大蔵省の印刷関係の仕事をするところでは、その中で郵政省関係の切手等をつくるところは全国七カ所のうちに一カ所だ。一カ所で大體つくつていふ。少しはよそでやらせているものもあつていふけれども、その一カ所の工場の従事員は一割以上、二割近い削減を受けているのです。その証拠に、合理化で追つかない証拠に、フル操業で超過勤務までやつてやつておるそうなんです。そういう状態で、特殊切手は枚数は少ないけれども発行部数を増していく、どうも理解できないのですが、どうですか。

○竹本説明員 お答へいたします。いまお話のございましたように、現在かなりフル操業に近い形でやつておられますので、その製造の増の伸び方いかんによると思ひますけれども、いよいよさらに人員配置、合理化等を進めることによりまして、なお現在の特殊切手の数量以上に全然できない体制ではないといふふうにしておられます。

○田中(昭)委員 どうも苦しい答弁のようでございますが、私は常識的に考へて、いざれにしろ十年前の十倍近い量を、人員は減る中で、合理化したといひても、その証拠に超過勤務までやつてやつておる、こういう状態でございます。これにつきましては私また後ほどよく調査をして、ひとつまた議論をしてみたいと思ひます。

そこで大蔵政務次官お見えになつておられますからお聞きしておきたいと思ひますが、聞くところによりまして、大蔵省の財政調達の状況が直接税の比率が高くなつてくるために、間接税によつて増徴したい、こういう方向が二、三年論議されておられますが、田中総理もいよいよその決意をきめられて、いわゆる間接税の増徴といふことになりませうと、一番手つとり早い、またいませうとやれるのは印紙税の増徴、印紙税を税率を上げるなり、また聞くところによりまして付加価値税も含めたような取引高税みたいな印紙を別につくつてやりた

いというようなことがいま報道されており、この辺につきましてもひとつ政務次官のお知りになっておることをお聞かせ願いたいと思いま

○山本(幸)政府委員 たいま日本の税制の中で、お話しのように直税と間接税との比率、いわゆる直間比率が従来は大体五〇、五〇くらいの比率でありましたが、近来直接税の比重が上がりまして、間接税は大体全体の税収の三分の一程度に落ちてきております。一がいに直間比率の問題を

税全体の体系の中で議論しなければならぬというところかどうかは、私は少し疑問が残ると思

お話しのごとく、今次の国会におきまして田中総

理が間接税の問題を取り上げ、その一つの例としてたとえば印紙税というものもありますという御答弁をされておるわけでもありません。いま御承知のように、新しい福祉国家をつくっていくか

か、印紙税は御存じのように定額制度でやっております。経済の伸展に伴いまして内容的にいろいろ変化が起つてまいりますので、そういうこともひとつ考え合わせて、この問題を一つの検討の対象にいたしたい。御存じのように大蔵省には税制調査会というものがございしますが、この税制調査会においてもこの問題をひとつ検討題目として検討をしていただきたい、こう考えておるわけ

でございます。いまま少いお話が出ましたが、いわゆる付加価値税という問題になりますと、これは一般消費税体系として非常に新しい画期的なものになつて

まいります。そこまでは考えておりません。いまヨーロッパではこの付加価値税というものが非常にやりやうといいますが、ほとんどの国が採用をいたしておる現況でございますけれども、そこまでは今日の段階ではもちろん考えておらないわけでございます。大体さようなことで大蔵省としては考えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 私が聞きたいことは、単刀直入に申し上げますと、いま付加価値税は考えていないといいますが、これは付加価値税をやりたいんだけれども、やることについてはなかなか問題があるから、付加価値税も含めたような意味で印紙税の拡充をやりたいということ、そういう報道がなされておるということ、これを一つ前提に置いて、私は印紙税というものを以上は、現在印紙の表示価格といいますが、それは最高幾らもののがございしますか。また、印紙税を拡充していく場合には、どのくらいの現在の経済情勢に合わせた印紙がございしますか。そういうことについて聞かせてください。

○渡辺(昭)委員 たいま印紙の最高額は一万円ということになってございします。どうい種類の印紙をどういふうに出すかということにつきましましては、郵政省のほうで印紙の売りさばり状況等を勘案して計画を立てていただくということになっておるわけでございます。

なお、最高額どの程度の印紙までが印紙として可能かという問題につきましては、やはりあまり金額の高い印紙になりますと、その保管管理等の問題もございまして、非常に高い金額の印紙を発行するということは適当ではないという感じがいたすわけでございます。

○田中(昭)委員 適当でないといいますが、これども、日本のいまの技術から見れば、私は相当なものをつくらなければいけません。私は相当なものです。いまままでの過去の例から見ますと、いま印紙が一万円が最高額であるとすれば、取引高税が施行になったときに十萬円の印紙が出ておりますね。当時から五百倍から六百倍のいまの経済

自体の伸びです。物価にしましても何にしましても、あるものによつては千倍近く高くなつておるかわかりませんが、実際問題として昭和二十二年ごろ十萬円の印紙をつくつて、現在どのくらいの額までできるのですか。全然その額がどれだけというんじやなくても、たとえば一億なら一億の印紙はできますか。

○山本(幸)政府委員 お尋ねの一億円の印紙がで

○田中(昭)委員 私がいまお尋ねしているのは、

○山本(幸)政府委員 具体的にどうい形です

たいて、その上で大蔵省としての一つの原案を

まとしていくという形、ことしなんかおそらくは

○田中(昭)委員 どうも、なぜそういうこと

○竹本(昭)委員 お答えいたします。

いまま御質問でございますが、高額な収入印紙

増徴については、特にこの印紙税と取引高税等

のようなものについては絶対反対の立場であります。まあこれは大蔵委員会等で論議されるのがほんとうかと思えますけれども、取引高税ができたときにどのような国民の反対と、それにまつわる国民の経済的動揺といえますか、国民がどれだけ苦しんだかというふうなことを私はよく政府が知ってやらなければならぬ。もう私が言うまでもなく、間接税なんかといえますものは、税金を徴収する、いわゆる収入があった者から取るというように行き方じやなしに、収入のある者もない者も同じような状態で、税金がこれこそ大衆収奪として取られていくことについては、重大な問題であります。それが印刷能力については、いまのような御答弁では、私は印刷局自体がそういうことになり対処できるとすれば、いまのいろいろ製造しておる能力についても無理をしておるといふ状況を考えますと、簡単に、それを言うべきではない、このようにに思いますから、それにとどめておきます。

そこで、最後に私は、この売りさばき、特に特殊切手の売りさばきにつきまして、その売りさばき方法というものに問題があるのではないか、このような感じもしなければならないわけでありませぬ。聞くところによりますと、特殊切手の売りさばきについては、郵便局の窓口並びに通信販売等が最近行なわれておるようでございますが、この審議になっております売りさばき所等において、当然特殊切手の売りさばきをなさっておると思えますが、全国十カ所ですか、売りさばき所のあるところには、どういう方法で特殊切手が売られておるのか、お答え願いたいと思えます。

○溝呂木政府委員 全国の悉皆調査はいたしておりませんが、たまたま全国的な散在します局を選びまして、四十七局でございますが、選んで調査しました結果は、調査局における売りさばき切手数が六十四万一千枚でございますが、そのうち売りさばき所で売られた枚数が約六万五千九百枚でございます。枚数の割合は約一〇%が売りさばき所で売りさばかれたということでございます。

なお、売りさばき所数は、ちょうどその四十七局の中に約六百八十枚かりございますが、そのうち売りさばいた売りさばき所数は三百五十カ所ばかりでございます。約五二%。したがって、売りさばき所の数の中でいくと、その半分が売りさばいており、それから売りさばき枚数の比率でいいますと、全体の枚数に対して一〇%が売りさばかれておるといふ実情でございます。

○田中(昭)委員 いま私が言ったことを少しおわかりになっていないのじやないかと思うのです。まず特殊切手が発行された場合には、それじやどういうルートで、どこにどれだけというふうな割合というのがござっておりますか。

○溝呂木政府委員 印刷局で印刷されたものは、私も、まず全国の各郵便局あてに配給ルートを通じまして、過去における売りさばき枚数等を勘案して、郵便局の第一線にまで送り届けます。これが一つのルートでございます。それから東京中央郵便局で通信販売に應ずるために、少しそこで持っております。それから通信販売及び東京中央郵便局で持っている枚数から予約的のものに対して売りさばかれていくということでございます。したがって、一つは中央郵便局を通じて通信販売その他予約的のものに流れていく、他は配給ルートを通じて郵便局の第一線に流れていく。そして、売りさばき所の場合は、これは御承知のとおり買い受け主義でございますので、買い受け指定の郵便局からその特殊切手を売りさばき人が買い受けて、そして自分の店で販売する、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 そういうふうになっておるのでしょうか。現実には、何か売りさばき所では、全然特殊記念切手なんかというのはいくらも買えないというふうな現状を聞くのですが、買い受けられずわすかですね。特殊切手は、一応一人当たり百枚ですか、限度がございませぬ。その二人分ぐらいしか来ないというふうなことを聞きますが、その辺の現状はどうなっておりますか。

○溝呂木政府委員 御承知のように、かなりの枚

数を発行しても、全国で五千万枚程度でございませぬ。これはシートにしますと、大体二十枚が一シートでございますので、その二十枚で割ると二百五十万枚、それを全国の郵便局の窓口に分配するわけでございませぬが、売りさばき所といふと十カ所もございませぬ。分けていきましたと、一カ所何シートという非常に微量になってまいります。そうしますと、広く第一線にやればやるほど、どうしても、この需給調整というものが非常に困難になってまいります。あるところでは売れ残り、あるところでは非常に不足するというところで、私どもとしましては、なるべく記念切手等については郵便局の窓口を主体にしたい。しかし先ほど言いましたように、売りさばき所によつては、過去からのお得意さんとか、そういうものもあるかと思えます。そのためにぜひ分けてほしいという場合は、たぶんその郵便局と話し合つて、郵便局で売分の中から売りさばき人が買い受けていくという形をとつておると思えます。

○田中(昭)委員 そうしますと、売りさばき所が、私のほうにその特殊切手を少しぐらいくださと言え、大体、くださいと言つても足らないわけですね。やれないという実情ですね。そういうことについては、売りさばき所に対する――私は、郵政業務の一部をやつておるとするならば、もう少しあなたたかい配慮も必要じやないかと思えます。そういうことを要望いたしまして、質問を終わります。

○久保田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○久保田委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

通信行政に関する件、特に国際電信電話株式会社事業概況調査のため、参考人として同株式会社から出席を願ひ、意見を聴取することとしたことと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、日時及び人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

